

## 新証拠（下山第2鑑定）の提出について（報告）

部落解放同盟中央本部

### （1）下山第2鑑定等の新証拠を提出（8月30日）

2018年8月30日、弁護団は、下山進・吉備国際大学名誉教授が作成した鑑定書「Mini-X非破壊分析装置によるインキ成分の元素分析」（下山第2鑑定）および同名誉教授作成の意見書（下山意見書）などの新証拠を提出しました。第3次再審請求で提出された新証拠は217点になりました。

下山第2鑑定は、蛍光（けいこう）X（エックス）線分析装置を使ってインキに含まれる元素を分析することで、証拠の万年筆が被害者のものではないことを客観的、科学的に明らかにしています。

狭山事件の有罪判決（東京高裁・寺尾正二裁判長・1974年10月31日）は、被害者の所持品である鞆、万年筆、腕時計が石川さんの自白通り発見されたとして、これを「秘密の暴露」と認定し、自白の信用性を担保し、石川さんが犯人であることを示す決定的証拠としました。とりわけ、この3つの物証の中でも、万年筆は請求人の自宅から発見されたという意味で有罪の重要証拠とされていました。

2016年8月に下山第1鑑定が提出されました。下山第1鑑定は、事件当時、発見万年筆のインクや被害者が信用していたインク瓶のインクなどをペーパークロマトグラフィ検査によって検査した荏原秀介・科学警察研究所技官の鑑定を精査・検証し、発見万年筆には被害者が使用していたインクが入っていなかったことを指摘しました。

その後、弁護団の証拠開示請求によって、事件当時、この発見万年筆で書いた数字が添付された調書が2016年10月に証拠開示されました。また、パイロット社に問い合わせた結果、被害者が使用していたジェットブルーインクやブルーブラックインクの成分の元素がわかりました。事件当時のジェットブルーインクには、クロム元素が含まれ、一方、ブルーブラックインクにはクロム元素は含まれていないことがわかりました。（インクの成分元素はその後変化しています。）

弁護団は、これらの資料をもとに、発見万年筆で書かれた数字のインク、証拠開示された被害者が使用していたインク瓶のインク、被害者が事件当日に書いたペン習字浄書のインクなどについて、下山博士に蛍光X線分析による鑑定を依頼しました。蛍光X線分析とは、物質にX線をあてると含まれる元素に固有のエネルギーの蛍光X線が発生することを利用して、物質に含まれる元素を分析するものです。

下山博士は、Mini-XというX線発生器を使った非破壊分析装置を使って、検察庁で上記の証拠について蛍光X線分析をおこないました。その結果、被害者が使っていたインク瓶のインク、被害者が事件当日に書いたペン習字浄書の文字インクには、クロム元素が検出されました。一方、証拠の万年筆（発見万年筆）で書いたとされる数字のインクからはクロム元素が検出されなかったのです。

下山第2鑑定では、クロム元素を含むジェットブルーインクが入っていた万年筆にブルーブラックインクを吸入して書いた文字のインクも検査し、クロム元素が検出されることを確認しています。別インクを「補充」しても元のインクのクロム元素が検出されなくなることはないのです。

以上の検査結果から、下山第2鑑定は、証拠の万年筆のインクからクロム元素が検出されなかったことは、ペン習字浄書のインクが含まれていないと考えられると結論づけています。この鑑定結果は、証拠の万年筆が被害者のものではないということを示しています。

寺尾判決は、石川さんの家から発見された万年筆が被害者のものであることを前提として、自白通り発見されたことは自白が真実であることを示す「秘密の暴露」（犯人しか知らない万年筆の隠し場所が自白で判明した）であるとして、有罪の証拠としています。

下山第2鑑定は、証拠開示された「数字」やペン習字浄書のインクを蛍光X線分析という科学的方法によって分析し、証拠の万年筆が被害者のものではないことを客観的に明らかにしました。下山第2鑑定によって、殺害後、被害者の万年筆を自宅に持ち帰ったという石川さんの自白がまったく虚偽であり、有罪証拠とされたものが事件と関係のないものであることが明らかになったのです。下山第2鑑定は、寺尾判決を根底から突き崩す決定的新証拠であり、東京高裁第4刑事部（後藤眞理子裁判長）は一日も早く再審を開始すべきです。

当時の石川さんが非識字者で脅迫状を書けなかったことを明らかにした森鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定で99.9パーセント石川さんと脅迫状を書いた犯人は別人と指摘した福江報告書も出されています。石川さんが脅迫状を書いた犯人ではないことは明らかです。また、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定によって自白の虚偽と石川さんの無実が明らかになっています。狭山事件の有罪判決はこれら新証拠によって完全に崩れています。新証拠の学習をすすめ、より多くの人に石川さんの無実をひろげよう。

次回の三者協議は9月中旬に開かれます。狭山事件の有罪判決（寺尾判決）から44年をむかえる10月31日には再審開始を求める市民集会も予定されています。それにむけて、9月20日には全国狭山活動者会議・住民の会交流会をひらき、今回の新証拠を中心に弁護団の報告を受けるとともに、当面の取り組みを協議する予定です。

狭山パンフや取調べDVD、狭山事件のパネルなどを活用し、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習・教宣を強化しよう！狭山事件55年をアピールする取り組みを全国各地ですすめ、狭山事件の再審を求める世論をさらに大きくしよう！

以 上

NHK ニュース（2018年8月31日）

「狭山事件 再審求め弁護団が新たな鑑定結果を提出」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180831/k10011600951000.html>

<下山鑑定の鑑定結果（要旨）>

- ①被害者が使用していたインク瓶のインクからはクロム元素が検出された。
- ②被害者が事件当日に書いたペン習字浄書のインクからはクロム元素が検出された。
- ③証拠の万年筆（石川さん宅から発見された万年筆）で書いた「数字」のインクからはクロム元素が検出されなかった。
- ④証拠の万年筆のインクには被害者が書いたペン習字のインクは含まれていないと考えられる。